令和８年（フ）第５６２号
兵庫県加古郡播磨町本荘２丁目５番11号
債務者　喜田　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第７３号
山口県岩国市由宇町南四丁目１番15号　101号
債務者　松尾　道憲
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第１１８号
福岡県久留米市御井町2433番地１　プレリュード御井町306号、旧住所山口県下関市垢田町３丁目11番24号　ハイツ山の田　103号
債務者　大平　康雄
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目17番17号　コンフレール坂野Ⅱ　201号
債務者　山田　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第５２０号
大分市大字国分1973番地の14　市営Ｈ４－２Ａ２－303
債務者　渡邊　美香
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３５号
大分県臼杵市野津町大字宮原2856番地の12
債務者　羽田野瑞穂
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4534番地　あさひ団地52－１－103
債務者　吉原奈津紀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１０号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4534番地　あさひ団地52－１－103
債務者　吉原　真理
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３１号
宮崎県児湯郡新富町富田南四丁目33番地　Ｎコーポ　201号
債務者　髙岡　由香
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３３号
宮崎市潮見町138番地
債務者　乙藤　孝志
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３４号
宮崎市潮見町138番地
債務者　乙藤　正子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４１号
宮崎市大塚町弥堂ノ窪5396番地７　ＦＥＲＩＯ大塚305号
債務者　平山　博代
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８６号
宮城県角田市角田字旭町26番地２　Ｔ＆ＳガーデンⅡ Ａ棟101号室
債務者　佐京　　仁
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第８７号
宮城県角田市角田字旭町26番地２　Ｔ＆ＳガーデンⅡ Ａ棟101号室
債務者　佐京かおり
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第２６６号
福島県郡山市日和田町字千峯坦79番地　リースランド千峯坦Ｄ102号
債務者　阿部　佑奈
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２７９号
金沢市光が丘２丁目229番地１　ＩＤＥＡＬＮＯＲＴＨ502号　森田祐樹方、従前の住所韓国
債務者　前林由佳子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
金沢地方裁判所民事部